

うるま市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第３７号

うるま市景観条例の一部を改正する条例

うるま市景観条例（平成２３年うるま市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「法第１６条第７項第１１号」を「法第１６条第８項第１２号」に改める。

別表第３の２届出を要しない行為（重点地区）の表中「法第１６条第７項各号」を「法第１６条第８項各号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。